

令和2年5月7日

参加表明書等の郵送による提出について（お願い）

伊佐市新庁舎建設設計業務委託事業者選定等委員会事務局  
（伊佐市財政課庁舎建設推進係）

4月27日に改正した伊佐市新庁舎建設基本・実施設計等業務プロポーザル実施要領において、参加表明書等の提出期限を延期しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止による諸般の事情に鑑み、その提出方法についても下記のとおり取り扱うこととします。

記

6 参加手続等

（4）参加表明書等の提出

ウ 提出方法

事務局へ持参又は郵送により提出すること。郵送により提出する場合は、受付期間内に事務局必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便によるものとする。また、受付後に様式第11号（参加表明書等受領書）を交付するための返信用封筒（切手貼付、返信先宛名を記載しているもの）を同封すること。

【提出方法の取り扱い】

未だ都道府県を超えての移動自粛が要請されていることから、参加表明書等は、原則、郵送による提出をお願いします。なお、実施要領において「郵送により提出する場合は、受付期間内に事務局必着」としている部分については、郵送により提出する場合は、消印または宅配業者等の受付日が提出期限内であれば、受付期間内に事務局に届いたものとして取り扱うこととします。

以上